

(平成24年5月)

活のカンパチのIQ除外制度 Q&A
(事業者の方々向け)

対象となるカンパチ

Q1：全長15cm以下の活のカンパチの取扱いはどうなるのか。

A1：従前のおおりにIQは必要としません。

Q2：3～7月以外に輸入申告する全長15cm超30cm以下の活のカンパチの取扱いは、どのようになるのか。

A2：従前のおおりにIQが必要になります。

Q3：3～7月に全長15cm超30cm以下の活のカンパチを本制度を活用せずに輸入することはできるのか。

A3：可能ですが、従前のおおりにIQが必要になります。

Q4：活のカンパチを2月に蔵置し、3月に輸入申告しても本制度の対象になるか。
また、今年の制度開始前に蔵置した活のカンパチは対象となるか。

A4：いずれの場合も、全長15cm超30cm以下であれば、本制度の対象になります。

通関手続

Q5：カンパチの全長は通関時に税関が確認するのか。

A5：税関は確認書とともに3～7月に輸入申告されるカンパチ稚魚をIQの対象外と認めます。稚魚の全長は活込みの確認を行う機関（以下、検査機関）が測定するので、税関は通常の貨物検査は実施しますが、稚魚の全長を確認することはありません。

Q6：通関前に、確認書を有するカンパチの全長が30cmを超えていたことが判明した場合、どうすればよいのか。

A6：全長30cm超のカンパチを本制度で輸入したことになれば、次回以降、確認書の発給を受けられなくなります。こうした事態が生じた場合、県に速やかに連絡するとともに、当該カンパチを輸入する際はIQを取得して下さい（QA13を参照）。

Q7：通関後に、確認書を有するカンパチの全長が30cmを超えていたことが判明した場合、どうすればよいのか。

A7：次回以降、確認書の発給を受けられなくなります。こうした事態を避けるため、検査機関による確認を通関前に実施して下さい（QA11を参照）。

Q 8 : 1 隻の運搬船が複数の税関所在地で輸入通関する場合、手続はどうなるのか。

A 8 : 税関は確認書の裏面に当該税関での申告重量を記載するので、輸入者は、次の税関において裏書きされた確認書により残りの稚魚を通関します。

Q 9 : 確認書を受けた者と輸入申告を行う者は同じである必要はあるのか。

A 9 : 原則として、確認書を受けた者（実質的な輸入者）と輸入申告者は一致する必要があります。ただし、委任状などの証拠書類により輸入申告者と確認書を受けた者の関係が証明されれば、確認書は有効なものともみなされます。

検査機関の確認

Q 1 0 : 検査機関が行う確認は、具体的にどのような流れとなるのか。

A 1 0 : ①通関前の稚魚の全長測定、②運搬船から養殖生簀への活込みの確認、③稚魚尾数の確認（立ち会い）を行います。

Q 1 1 : ①の稚魚の全長測定は通関の前後のどのタイミングで実施するのか。

A 1 1 : 別紙様式 3（注意書き）のとおり、通関前の 3 月 1 日から 7 月 3 1 日の間に実施して下さい。通関前であれば、Q 7 のような問題は発生しません。

Q 1 2 : ①の稚魚の全長測定はどこで実施するのか。また、何尾の稚魚の全長を測ればよいのか。

A 1 2 : 運搬船において 1 魚艙当たり 1 0 尾の稚魚の全長を測定して下さい。ただし、今年の制度実施前に蔵置された稚魚、来年 3 月 1 日より前に蔵置した稚魚については、通関前（3 月 1 日から 7 月 3 1 日までの間）に蔵置場において 1 生簀当たり稚魚 1 0 尾の全長を測定して下さい。

Q 1 3 : ①の稚魚の全長測定の結果、一部の魚艙で全長 3 0 c m を超えるカンパチが出た場合、どうするのか。それ以外の魚艙（全長 3 0 c m 以下）は I Q なしで輸入できるのか。

A 1 3 : 全長 3 0 c m 超のカンパチが検出された魚艙のカンパチを輸入する際には、原則として、当該魚艙のカンパチ全量について I Q を取得して下さい。それ以外の魚艙のカンパチは I Q なしで輸入しても問題ありません。こうした事案が生じた場合、速やかに県に連絡するとともに、活込み確認書の備考の欄に、I Q により輸入したカンパチの数量または輸入しなかったカンパチの数量を検査機関に記載してもらって下さい。

Q 1 4 : 今年の制度実施前に蔵置した稚魚の全長を運搬船の船上で検数協会に測定してもらった場合、どのような扱いとなるのか。

A 1 4 : 今年に限り、検数協会が作成するポートノート及び稚魚の全長測定に係る報告書の提出をもって、別紙様式 3 の 1（2）に基づく全長測定に代える

こととします（改めて稚魚の全長を測定する必要はありません）。

Q 1 5 : ②の運搬船から養殖生簀への活込みの確認は、いつ実施するのか。

A 1 5 : 原則として通関後に実施します。ただし、養殖業者の生簀に蔵置する場合、この蔵置の際（通関前）に、活込みの確認を行います。

Q 1 6 : 今年の制度実施前に運搬船から養殖業者の生簀に蔵置された稚魚については、この活込みの確認はできないのではないかと。

A 1 6 : 制度実施前に蔵置された稚魚に限り、この確認を要さないことにします。

Q 1 7 : ③の稚魚の尾数の確認はいつ行えばよいのか。

Q 1 7 : 活込み時は難しいので、カンパチが馴致した一定期間後、養殖業者が稚魚の尾数を確定する際に検査機関の立ち会いを想定しています。

Q 1 8 : 活込み確認はだれが検査機関に業務依頼するのか。

A 1 8 : 輸入業者が検査機関に業務を依頼することになります。

Q 1 9 : 稚魚の尾数の確認には長い時間を要するのではないかと。

A 1 9 : 稚魚の尾数の確定作業は比較的短時間で行われると聞いています。地域によって養殖実態は異なる場合があるので、検査機関と相談して現実的な確認方法を取って下さい。

Q 2 0 : 活込み確認は事業者の負担が大きいため省略してほしい。

A 2 0 : 現場の意見を踏まえて必要な改善を検討しますが、活込み確認は、食用への横流し防止、無規制な種苗輸入の抑止及び養殖の適正化に寄与するものであり、ご理解を頂くようお願いいたします。

Q 2 1 : 稚魚の尾数の確認について、確認申請に記載された尾数との差異が生じることが想定されるが、どのように対応するのか。

A 2 1 : 確認対象が活の稚魚であることから、若干の差異が生じることはやむを得ませんが、大きな差異が生じれば、制度の見直し（厳格化）を検討せざるを得ないため、できる限り正確な稚魚の尾数の申請に努めて下さい。

Q 2 2 : 稚魚の尾数の確認はどこまでの精度が求められるのか。

A 2 2 : 確認対象が活の稚魚であることを考慮し、1000尾単位での確認を行うこととしています。

その他

Q 2 3 : 確認書の発給後にカンパチ稚魚の活込み先が変わった場合、どうすればよいのか。事後確認（事後の訂正）でよいのか。

- A 2 3 : 活込み先を他県に変更する場合、当該県から確認書を取る必要があります。確認書に記載された尾数の範囲内であって県内の活込み先の内訳を変更する場合、通関前に県に連絡して了承を得てください。県が養殖用と事前確認したカンパチ稚魚を I Q 対象外にする本制度の趣旨からして、事後確認は認められません。
- Q 2 4 : 複数県向けの稚魚が混載されている運搬船の場合、確認書の申請や活込み確認はどのように行うのか。
- A 2 4 : 輸入業者は、活込み先の各県に対して確認書の申請を行い、各県から発給を受けた確認書をもって通関を行います。その後、輸入業者は、各県の養殖施設における活込み確認書を各県に提出します。
- Q 2 5 : 今回の確認制度により輸入したカンパチ稚魚を活込んで中間育成し、他県に移す場合、何か手続を要するのか。
- A 2 5 : 活込み確認が済んでいれば、その後のカンパチ稚魚の国内移動に係る手続はありません。